

令和6年6月市議会定例会付議事項の主要内容

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
1	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者推薦の諮問について	< 氏 名 > 鎌田 ひとみ
			< 氏 名 > 三宅 喜久子
			< 氏 名 > 中井 宏
2	報告第 3 号	令和5年度高槻市一般会計繰越明許費繰り越し状況報告について	文化施設管理運営事業ほか13事業 5, 024, 228, 000円 (5、6ページ参照)
3	報告第 4 号	令和5年度高槻市下水道等事業会計予算の繰り越し状況報告について	下水道建設事業 29, 380, 000円
4	報告第 5 号	令和5年度高槻市水道事業会計予算の繰り越し状況報告について	改良事業 86, 840, 400円
5	報告第 6 号	令和5年度高槻市水道事業会計継続費繰り越し状況報告について	第9次水道施設等整備事業 3, 417, 412, 100円
6	議案第 50 号	ごみ処理施設第二・第三工場定期検査修理工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 484, 000, 000円 < 契 約 先 > 川崎重工業株式会社関西支社 < 工 事 内 容 > 定期検査修理工事（廃棄物処理法等に基づく法定点検） < 工 期 > 議決日から令和7年3月14日まで

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
7	議案第 51 号	高槻市立北大冠小学校校舎改修工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 186,230,000円 < 契 約 先 > 株式会社マニエラ < 工 事 内 容 > 北棟校舎 鉄筋コンクリート造 地上4階 延べ面積3,979㎡ 外壁改修工事 屋上改修工事 1,123㎡ 内部改修工事（普通教室、特別支援教室、通級教室、廊下、階段室） 床面積2,367㎡ 渡り廊下改修工事 < 工 期 > 議決日から令和7年3月7日まで
8	議案第 52 号	高槻市立五領小学校校舎改修工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 213,070,000円 < 契 約 先 > 大伸開発株式会社 < 工 事 内 容 > 北棟校舎 鉄筋コンクリート造 地上4階 延べ面積3,292㎡ 外壁改修工事 屋上改修工事 1,327㎡ 内部改修工事（普通教室、特別支援教室、通級教室、廊下、階段室） 床面積1,925㎡ < 工 期 > 議決日から令和7年3月7日まで
9	議案第 53 号	高槻市立南大冠小学校校舎改修工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 162,250,000円 < 契 約 先 > 株式会社マニエラ < 工 事 内 容 > 北棟校舎 鉄筋コンクリート造 地上4階 延べ面積3,760㎡ 外壁改修工事 屋上改修工事 890㎡ 内部改修工事（普通教室、特別支援教室、廊下、階段室） 床面積1,790㎡ < 工 期 > 議決日から令和7年3月7日まで

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
10	議案第 54 号	高槻市立檉田小学校校舎及び体育館改修工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 146,520,000円 < 契 約 先 > 株式会社前田組 < 工 事 内 容 > 校舎棟 鉄筋コンクリート造 地上3階 延べ面積1,615㎡ 外壁改修工事 屋根改修工事 678㎡ 内部改修工事（普通教室、廊下、屋内階段） 床面積670㎡ 体育館 鉄筋コンクリート造 地上1階 延べ面積604㎡ 外壁改修工事 屋根改修工事 675㎡ 内部改修工事 床面積554㎡ LED照明改修 < 工 期 > 議決日から令和7年3月7日まで
11	議案第 55 号	高槻市立小学校電話機等購入契約締結について	< 契 約 金 額 > 12,870,000円 < 契 約 先 > 株式会社スイタ情報システム大阪本社 < 契 約 概 要 > 電話主装置41台、多機能電話機183台、 停電用多機能電話機41台 < 納 期 > 議決日から令和7年2月28日まで
12	議案第 56 号	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例中一部改正について	< 令和6年6月市議会提出予定条例議案概要のとおり > (7、8ページ参照)
13	議案第 57 号	高槻市市税条例中一部改正について	
14	議案第 58 号	高槻市手数料条例中一部改正について	
15	議案第 59 号	高槻市立療育センター条例中一部改正について	

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
16	議案第 6 0 号	令和6年度高槻市一般会計補正予算（第1号）	< 補 正 額 > 1 1 5, 3 5 1 千円 < 補正後の総額 > 1 4 0, 5 2 6, 3 3 8 千円 < 債務負担行為補正 > 富寿栄住宅建替事業の期間及び限度額設定 令和7年度から令和8年度 2 5 5, 0 8 2 千円 < 地 方 債 補 正 > 4 4, 2 0 0 千円 (9 ページ参照)
※ その他			
1 市長の専決処分事項の指定に係る報告について（損害賠償額の決定）			
2 市長の専決処分事項の指定に係る報告について（訴えの提起）			

令和5年度一般会計繰越明許費 事業別明細

	所 管 部 課	事 業 名	繰越明許費 繰 越 額	理 由
1	市民生活環境部 文化スポーツ振興課	文化施設管理運営事業	11,550 千円	非常用発電設備修繕業務の受注事業者において、制御基板で使用する半導体を年度内に入手できない事が判明したため、繰越したもの。
2	市民生活環境部 市民課	戸籍事務事業	13,530 千円	国からのシステム改修仕様等の提供時期の関係から、システム改修を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
3	市民生活環境部 市民課	住民基本台帳事業	53,645 千円	国からのシステム改修仕様等の提供時期の関係から、システム改修を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
4	健康福祉部 生活福祉総務課	住民税非課税世帯等給付金事業 (重点支援交付金事業)	157,147 千円	事業の性質上、給付金の支給が4月以降になる事業費について、繰越したもの。
5	健康福祉部 生活福祉総務課	住民税均等割のみ課税世帯及び低所得の子育て世帯給付金事業	377,727 千円	事業の性質上、給付金の支給が4月以降になる事業費について、繰越したもの。
6	健康福祉部 障がい福祉課	障がい者福祉情報システム改修事業	10,458 千円	国からのシステム改修仕様等の提供時期の関係から、システム改修を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
7	健康福祉部 長寿介護課	高齢者福祉施設整備等補助事業	214,720 千円	補助対象事業者において、入札不落等で当初計画と比べて着工に遅れが生じた関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
8	子ども未来部 保育幼稚園事業課	こども誰でも通園制度試行的事業	26,172 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
9	街にぎわい部 産業振興課	プレミアム付商品券事業	2,006,847 千円	事業の性質上、年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
10	教育委員会 学校安全課	小学校校舎改修事業	1,181,260 千円	国の交付金の内示時期の関係及び、給水管の移設に不測の日程を要し、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
11	教育委員会 学校安全課	小学校エレベーター設置事業	150,000 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
12	教育委員会 学校安全課	小学校トイレ整備事業	471,587 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。

	所 管 部 課	事 業 名	繰越明許費 繰 越 額	理 由
13	教育委員会 学校安全課	中学校校舎改修事業	96,800 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
14	教育委員会 学校安全課	中学校トイレ整備事業	252,785 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
合 計			5,024,228 千円	

令和 6 年 6 月市議会提出予定条例議案概要

議案 番号	付 議 事 項	理 由 及 び 要 旨	備 考
5 6	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例中一部改正について	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）」による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正等に伴い、次のとおり改正を行う。 (1) 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務（以下「外国人保護関係事務」という。）が準法定事務に位置付けられたため、個人番号の独自利用に係る事務から外国人保護関係事務を削る。（別表第 1 関係） (2) 行政機関等において新たに必要となる特定個人情報の連携を速やかに開始できるよう、情報提供ネットワークシステムを用いた連携の範囲が主務省令（現行：法及び主務省令）で定められることとなったことを受け、個人番号の法定利用に係る事務における庁内連携の範囲については、主務省令で定める特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報等とする。（第 4 条及び別表第 2 関係）	(1)は規則で定める日から、(2)は公布の日から施行する。
5 7	高槻市市税条例中一部改正について	令和 6 年 3 月 3 0 日付け「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）」による地方税法の一部改正等に伴い、同月 3 1 日付けの専決処分により改正を行った事項以外のものについて次のとおり改正を行う。 (1) 一定の特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、条例で定めるに当たって参酌すべき特例割合の範囲が改められたため、改正後の当該範囲を参酌し、当該割合を 7 分の 6（現行：3 分の 2）とする。（附則第 1 9 条の 2 関係） (2) その他所要の規定整備を行う。	公布の日から施行する。

5 8	高槻市手数料条例中一部改正について	「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 1 号）」による介護保険法の一部改正により、新たに指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の実施に係る指定の申請を行うことができることとされたことを受け、市外にある介護予防支援事業所で所在地の市町村長により当該指定がされているものについては、当該申請に係る手数料を徴収しないこととする。（別表第 2 0 関係）	公布の日から施行し、同日以後の申請に係る手数料について適用する。
5 9	高槻市立療育センター条例中一部改正について	「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 6 号）」により、障がいの種別により医療型と福祉型に区分されていた児童発達支援の区分が一元化されたことを受け、市立療育園（以下「療育園」という。）を地域全体の障がい児支援における中核的な役割及び機能を持つ児童発達支援センターとして位置付けるとともに、市立うの花療育園（以下「うの花療育園」という。）における障がい児に対する支援の更なる向上並びに効率的な管理及び運営を行うため、次のとおり改正を行う。 1 療育園関係 (1) 障がいの種別にかかわらず支援を提供することを可能とするため、就学前の全ての障害児（現行：肢体不自由児）が児童発達支援に係る事業を利用できることとする。（第 3 条及び第 6 条関係） (2) (1)による支援の体制整備に向けて、これまでの在園児の利用状況に影響がないことを踏まえ、療育園における児童発達支援に係る定員を 4 0 人（現行：5 0 人）とする。（第 5 条関係） 2 うの花療育園関係 (1) うの花療育園において行う乳幼児療育事業を指定管理者に行わせることとする。（第 2 条の 2 関係） (2) うの花療育園は、障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所（令和 5 年度以前：旧福祉型児童発達支援センター）として、引き続き医療以外の児童発達支援等に係る事業を行うこととする。（第 1 0 条関係） 3 その他所要の規定整備を行う。	令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和6年度6月補正予算主要内容

種 別	事業名等	補正額(千円)	主 要 内 容
一 般 会 計 歳 出			
健 康 福 祉 部	障がい者福祉管理	6,202	報酬改定に伴うシステム改修費
都 市 創 造 部	富寿栄住宅建替 (債務負担行為)	108,280 (255,082)	建設物価の上昇に伴う増（令和6年度分） 令和7年度から令和8年度
教 育 委 員 会	一般管理	1,081	判決確定に伴う弁護士報酬
一 般 会 計 入 歳	国庫支出金	67,151	障がい者自立支援事業費補助金 3,101 社会資本整備総合交付金 64,050
	繰入金	4,000	財政調整基金
	市債	44,200	市営住宅建替事業債